

最高裁秘書第937号

平成30年3月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年1月20日付け（同月23日受付、最高裁秘書第245号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

70期司法修習生を罷免するに際し、司法研修所が作成した司法修習生に関する規則19条に基づく報告書

2 開示しないこととした理由

1の文書には、個人識別情報（氏名等）及び公にすると人事管理事務に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第1号及び同第6号ニに定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。